

一般廃棄物排出事業者各位

鹿児島市環境局

資源循環部資源政策課長

ごみ処分手数料の改定について（お知らせ）

時下、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

また、日頃から、本市の環境行政の推進に格段のご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、本市では、清掃工場等（北部清掃工場、南部清掃工場、横井埋立処分場）に、一般廃棄物を搬入する際に徴収する「ごみ処分手数料」について、令和9年4月1日から下記のとおり改定することとしており、関係条例の改正議案が、本年10月1日に市議会で議決されたところでございます。

今後、皆様が委託しているごみ収集事業者において、収集料金の見直しがなされることが想定されます。ごみを排出する事業者におかれましては、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき、廃棄物の適正処理を行う責任があることから、適正な料金負担についてご理解をお願いいたします。

記

1 改定日

令和9年4月1日

2 改定内容

現在 70円／10kg → 改定後 140円／10kg

- ・缶・びん、ペットボトル、プラスチック容器類の資源物については、引き続き無料
- ・家庭系一般廃棄物については、100kg以下は引き続き無料

3 その他

- ・10kgあたりのごみの処理費用は、220円まで上昇しています。
- ・今回の改定に関する資料（清掃事業審議会資料 令和7年度第2回及び8年度第1回）については、市ホームページで公開しています。今後、改定される場合も同ホームページで公開します。（トップページから「清掃事業審議会」でサイト内検索）